

規 則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年埼玉県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第三十四条第一項の規定により当該事業年度に係る財務諸表を提出したときは、第一号及び第二号の書類の添付を要しない。
- 一 当該期間最後の事業年度の貸借対照表
- 二 当該期間最後の事業年度の損益計算書
- 三 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

第十四条中「当該期間最後の事業年度の六月三十日までに」を「法第三十四条第一項の承認を受けた後、遅滞なく」に改め、同条ただし書を削る。

第十五条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」を「知事が定める日」に改める。

第十八条中「として次に掲げるもの」を削り、「ものとする」を「埼玉県立大学とする」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。